

平成28年12月6日

第77回 神戸市個人情報保護審議会

選挙管理システムの構築及びサーバ管理
への移行について

(選挙管理委員会事務局)



神選第 1014 号
平成 28 年 12 月 2 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市選挙管理委員会
委員長 寺坂 光



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

選挙管理システムの再構築及びサーバ管理への移行について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

選挙管理システムの再構築及びサーバ管理への移行について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

※下線は今回追加する項目
◎は条例第11条第2項に該当する項目

【選挙用住記】 「公職選挙法第19条、同第20条、同第21条、同第22条、同第27条、
同第28条」

氏名（漢字・カナ・通称名・アルファベット）

性別

生年月日

続柄

住記個人番号

世帯主氏名

世帯番号

住民種別（日本人・外国人）

住民状態

現住所

郵便番号

住定異動年月日（現住所に住所を定めた日）

住定届出年月日

住定異動事由（現住所に住所を定めた転入，出生等の異動の事由）

住民年月日（神戸市民となった日）

住民届出年月日

住民事由（転入，転出，出生，死亡等の異動の事由）

本籍住所

本籍自治省コード

転入前住所

転入前住所郵便番号

転入前住所自治省コード

前住所

前住所郵便番号

前住所自治省コード

転出先住所

転出先郵便番号

転出予定年月日

転出予定届出年月日

転出先住所自治省コード

転出確定住所

転出確定住所郵便番号

転出確定住所自治省コード

転出確定年月日

転出確定通知年月日

転出確定事由

住なく年月日（神戸市民でなくなった日）

住なく届出年月日
住なく事由（転出，死亡等の異動の事由）
異動年月日（転入・転出・出生・死亡等の異動の事由）
異動届出年月日
異動事由
住民票作成年月日
住記 DV 情報等

【名簿調製システム】 「公職選挙法第 19 条、同第 20 条、同第 21 条、同第 22 条、同第 27 条、同第 28 条」

（住記情報）

氏名（漢字・カナ・通称名・アルファベット）
性別
生年月日
続柄
住記個人番号
世帯主氏名
世帯番号
住民種別（日本人・外国人）
住民状態
現住所
郵便番号
住定異動年月日（現住所に住所を定めた日）
住定届出年月日
住定異動事由（現住所に住所を定めた転入，出生等の異動の事由）
住民年月日（神戸市民となった日）
住民届出年月日
住民事由（転入，転出，出生，死亡等の異動の事由）
本籍住所
本籍自治省コード
転入前住所
転入前住所郵便番号
転入前住所自治省コード
前住所
前住所郵便番号
前住所自治省コード
転出先住所
転出先郵便番号
転出予定年月日
転出予定届出年月日
転出先住所自治省コード
転出確定住所
転出確定住所郵便番号
転出確定住所自治省コード
転出確定年月日

転出確定通知年月日
転出確定事由
住なく年月日（神戸市民でなくなった日）
住なく届出年月日
住なく事由（転出，死亡等の異動の事由）
異動年月日（転入・転出・出生・死亡等の異動の事由）
異動届出年月日
異動事由
住民票作成年月日
登録年月日
抹消年月日
投票区番号
名簿抄本番号
行番号
住記 DV 情報等

（失権者情報） 「公職選挙法第 11 条」

◎登録事由
◎刑期
◎刑の確定日
◎刑の満了予定年月日
◎未決拘留日数法定通算
◎未決拘留日数裁定算入

（船員登録証明書取得者情報） 「公職選挙法施行令第 18 条」

申請年月日
申請事由（船員である旨の証明書・船員手帳）
交付年月日
送付先住所
送付先郵便番号
有効期限年月日
証明書番号

（郵便投票証明書取得者情報） 「公職選挙法第 49 条 2 項・3 項、公職選挙法施行令第 59 条の 3」

申請年月日
◎申請事由（障害者手帳・介護保険被保険者証・戦傷病者手帳）
◎障害種別（両下肢等・内臓・要介護 5）
代理人氏名
代理人届出年月日
交付年月日
送付先住所
送付先郵便番号
有効期限年月日
証明書番号

【期日前不在者投票システム】 「公職選挙法第 48 条の 2、同第 49 条」

氏名（漢字，カナ）

住所

性別

生年月日

投票区番号

名簿抄本番号及び行番号

転出した旨の表示（県内・県外）

転出先住所

転出年月日

◎選挙権のない者（失権者）である旨の表示

機械停止後の死亡者である旨の表示

届出年月日

◎郵便投票証明書を交付している者である旨の表示

船員で選挙人名簿登録証明書を交付している者である旨の表示

補正登録者である旨の表示

職権消除者である旨の表示

投票用紙交付年月日

投票用紙交付区分（窓口，施設，郵便，船員，滞在地・国外）

投票の方法（一般・点字・代理）

投票事由（第 1 号～第 5 号）

投票用紙交付場所

投票受理年月日

不在者投票指定施設の名称及び所在地

続柄

住記個人番号

世帯番号

世帯主氏名

転出先住所自治省コード

転出した旨の表示（国外）

転出を取り消した旨の表示

国籍喪失者である旨の表示

失踪宣告された者である旨の表示

職権回復者である旨の表示

転入前住所自治省コード

転入前住所

住民年月日（神戸市民となった日）

住民届出年月日

郵便投票者の補助者氏名

案内ハガキの返戻者氏名

【在外投票管理システム】 「公職選挙法第 30 条の 5、同第 30 条の 6、同第 30 条の 10、同第 30 条の 11」

氏名（漢字，カナ）

性別
生年月日
電話番号
FAX 番号
メールアドレス
海外住定年月日
最終住所地
在外選挙人証番号
衆議院小選挙区名
地域コード，国コード，領事官コード，現住所
本籍住所
本籍自治省コード
転出年月日
本籍地への照会年月日
本籍地の回答年月日
本籍地の回答内容
不登録通知の発送年月日
不登録事由
不登録となった自治省コード
在外選挙人証の発送年月日
再交付の発送先住所
本籍地宛の通知年月日
抹消事由
抹消年月日
抹消済み者である旨の表示
抹消通知年月日
在外選挙人証の返却年月日
住所の画像イメージ
送付先の画像イメージ
署名の画像イメージ
申請書受領年月日及び收受年月日

(参考) ※その他のシステム

【裁判員及び検察審査員候補者予定者名簿調製システム】 「裁判員の参加する刑事裁判
に関する法律第 21 条、同第 22 条」

氏名（漢字，カナ）
住所
生年月日
本籍
住記個人番号

選挙管理システムの再構築及びサーバ管理への移行について

1 趣旨

現行の選挙管理システムについては、平成2年度より企画調整局情報化推進部に設置されているホストコンピュータ上で稼動し運用してきたが、平成28年度末にホストコンピュータを撤去することを決定されたため、これに伴い同コンピュータ上で稼動する選挙管理システムをサーバ管理へ移行することが必要となった。

現行の選挙管理システムでは、選挙人名簿については、ホストからファイルや帳票を出力して調製（登録・抹消・表示等）を行っている。期日前不在者投票システムと裁判員及び検察審査員候補者予定者名簿調製システムについては、ホストから出力したファイルを各システムに読み込んで使用している。

今回、選挙管理システムをサーバ管理に移行するに当たり、i)システム内に選挙用住記を持ち、選挙人名簿調製システムにより選挙人名簿の調製を行う。また、在外投票管理システムを新たに導入し、在外選挙人名簿の調製を行う。ii)文字体系を住記システムとあわせることにより、住記システムで大幅に増えた表示文字（外字）についても、住記システム同様に表示できるようにする。iii)期日前不在者投票システムについても、従前のシステム機能を確保しつつ、新システムと連携したものを導入する。iv)国民投票にも対応したシステムとして再構築する。

2 概要

新選挙管理システムについては、選挙用住記による住民情報照会機能、選挙人名簿を管理する選挙人名簿調製システム、期日前不在者投票システム、裁判員及び検察審査員候補者予定者名簿調製システム用データ作成機能及び在外投票管理システムをあわせ持ったものとする。

アプリケーションについては、ベンダが所有するパッケージソフトをカスタマイズする方式をとることにより、システム構築にかかる時間と作業量を減らしつつ、必要な機能を追加し、操作性や操作方法の向上を図る。

システム内に選挙用住記を持つことにより、住民情報の照会や選挙人名簿の調製を行う。また、期日前不在者投票システムについては、選挙人名簿調製システムと連携したものとする。

在外投票管理システムは国政選挙において海外居住の選挙人の管理を行なうシステムであるが、従来、区ごとに独自に管理されていた在外選挙人の登録及び投票の情報についても、全市同一のシステムで管理できるようにする。

3 事務の流れ（※別図2参照）

(1) 経常事務

区選挙管理委員会事務局では、選挙人名簿を据え置き、3月・6月・9月・12月並びに選挙を行う場合に選挙人名簿の調製を行ない、選挙時及び選挙人名簿の閲覧に対応している。

① 区選挙管理委員会事務局担当者が、端末機により、失権者、船員、郵便投票該当

者の管理（通知・証明書発行）を行う。また、在外投票管理システムでは、在外選挙人の管理（照会・通知・証発行）を行う。

- ② 月次処理として、選挙用住記の住民情報を利用し、選挙人名簿登録者の抹消処理を行う。
- ③ 定時登録時（3月、6月、9月、12月）には、区選挙管理委員会事務局担当者が、端末機により、失権者、船員、郵便投票該当者の入力処理（①）を行った後、市選挙管理委員会事務局において、選挙用住記の住民情報を利用し、選挙人名簿の調製を行う。

政治活動及び世論調査のための選挙人名簿抄本の閲覧に係る申出があった場合は、市又は区選挙管理委員会事務局で審査し、端末機により、該当投票区の選挙人名簿抄本を閲覧させる。

(2) 選挙時の事務

- ④ 区選挙管理委員会事務局担当者が、端末機により、失権者、船員、郵便投票該当者の入力処理（①）を行った後、市選挙管理委員会事務局において、選挙用住記の住民情報を利用し、選挙人名簿の調製を行う。
- ⑤ 国政選挙においては、区選挙管理委員会事務局で、在外投票管理システムで、在外選挙人の登録処理を行う。
- ⑥ 名簿調製後、市選挙管理委員会事務局において、名簿調製システムから「投票のご案内」の印刷用データを出力し、外部印刷業者において同案内を作成する。その後区選挙管理委員会事務局が引き抜き等を行い、発送する。また、各区選挙管理委員会事務局において、各種帳票の出力が可能となるので、選挙人の転出入にかかる通知文等を出し、関係自治体へ送付する。
- ⑦ 選挙人の情報は名簿調製システムから、期日前不在者投票システムへデータ連携されるので、市選挙管理委員会事務局において、期日前不在者投票システムから選挙人名簿抄本印刷用のデータ出力（PDF）を行い、外部印刷業者において期日前投票等の補助用に使用する選挙人名簿を作成する。
- ⑧ 住民の異動情報については、名簿調製システムを介し、日次処理で、期日前不在者投票システムに反映される。また区選挙管理委員会事務局では、他都市に登録されているか確認するための二重登録の照会を行い、その回答を期日前不在者投票システムに入力することによって、登録基準日における選挙人名簿登録者を確定させる。
- ⑨ 選挙の公（告）示日の翌日以降は、各区選挙管理委員会事務局において、期日前不在者投票システムの端末機を使って、期日前不在者投票の受付を行う。
- ⑩ 選挙期日前に、市選挙管理委員会事務局において、期日前不在者投票システムから投票日に使用する選挙人名簿抄本印刷用データ出力（PDF）を行い、外部印刷業者において投票日用の選挙人名簿を作成する。

データ出力後の住民異動情報及び期日前不在者投票済者は、各区選挙管理委員会事務局において名簿抄本に手作業で記入し、当該名簿抄本を当日の選挙人名簿抄本として使用する。

- (3) 裁判員及び検察審査員候補者予定者名簿調製システム用データ作成事務
- ⑪ 市選挙管理委員会事務局において、年1回、9月の定時登録後、名簿調製システムから選挙人名簿登録者に本籍を付加したデータを出力する。
 - ⑫ 別途裁判所から配布された端末機により、裁判員及び検察審査員候補者予定者の抽選を行い、指定の暗号化処理の上パスワードを付したファイルを格納したCD-Rを神戸地方裁判所等へ職員が持参して、受領書と引き換えに提出する。

(4) 国民投票時の事務

- ⑬ (2)の選挙時の事務に準じた流れとなる。なお、国民投票では、基準日時点（国民投票期日50日前）で住民基本台帳に記録されている者を登録するが、在外選挙人については、在外選挙人名簿から登録するため、国外からの転入者については、在外選挙人名簿に登録された者かどうかについて、本籍地に照会する必要がある。

4 効果

新選挙管理システム内に、選挙用住記を持つことにより、従来は住民担当課へ行かないとわからなかった住民情報の照会や選挙人名簿の調製を可能とする。また、失権者、船員、郵便投票該当者の情報も同システムにより経常的に管理できるようになる。

期日前不在者投票システムについても名簿調製システムと連携したシステムを導入することにより、住記システムで大幅に増えた表示文字（外字）や選挙期間中の選挙人の異動情報についても対応できるようになる。

さらに、期日前不在者投票システムから出力したPDFデータから、選挙当日に使用する選挙人名簿抄本を印刷することにより、期日前投票済者、不在者投票済者等の消しこみ作業を大幅に減らすことができ、また消し込み間違いによるトラブルなどが解消できる。

5 実施計画

平成28年12月～	総合テスト・運用テスト、研修
平成29年1月	ユーザーテスト、研修
平成29年3月	新システム稼動
平成29年4月	本番稼動

6 件数

(1) 選挙人名簿登録者数（平成28年9月定時）及び在外選挙人名簿登録者数

東灘区	名簿登録者数	173,983人	在外選挙人名簿登録者数	302人
灘区	名簿登録者数	108,269人	在外選挙人名簿登録者数	107人
中央区	名簿登録者数	106,112人	在外選挙人名簿登録者数	139人
兵庫区	名簿登録者数	91,206人	在外選挙人名簿登録者数	69人
北区	名簿登録者数	185,169人	在外選挙人名簿登録者数	155人
長田区	名簿登録者数	81,423人	在外選挙人名簿登録者数	51人
須磨区	名簿登録者数	137,777人	在外選挙人名簿登録者数	128人

垂水区	名簿登録者数	186,116人	在外選挙人名簿登録者数	175人
西区	名簿登録者数	203,207人	在外選挙人名簿登録者数	131人
全市	名簿登録者数	1,273,262人	在外選挙人名簿登録者数	1,257人
(2)	期日前投票者数(全市)(平成28年7月参議院議員通常選挙時)			188,401人
(3)	不在者投票者数(全市)(平成28年7月参議院議員通常選挙時)			7,974人
(4)	失権者(全市)(平成28年7月参議院議員通常選挙時)			751人
(5)	船員登録者(全市)(平成28年7月参議院議員通常選挙時)			10人
(6)	郵便投票該当者(全市)(平成28年7月参議院議員通常選挙時)			559人

7 個人情報保護

現行システムでは、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処しており、本件に対しても同様に対処する。

また、本事務事業の所管課長は、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき本システムに係る情報セキュリティ実施手順を定め、それに基づき個人情報に係るデータについて、記録媒体の管理、機器の管理、端末機の操作管理・使用状況の管理、保安措置などを適正かつ厳格に行う。

さらに、システムの保守・運用については、契約に基づき、委託業者にも上記の措置を徹底させる。

(1) システム上の保護

- ① 端末機の操作に当たっては、職員証（又は認証カード）とパスワードによる認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定するとともに、操作権限の設定により操作できる範囲を個別に制限する。また、操作に関するログを取得する。
- ② 個人情報に係るデータについては、端末機には保存せず、入退室管理用IDカードにより、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバで一括管理する。
- ③ 端末機とサーバは専用回線（基幹系）により接続し、外部からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウイルスからの感染を防止する。

(2) 運用上の保護

- ① サーバを管理している保管施設への入退室は関係職員のみ限定し、入退室の状況を記録する。
- ② パスワードは定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。
- ③ 外部印刷業者へデータを持ち出す際にはパスワードを設定した電子記録媒体（USB等）を持ち出し承認兼返却確認簿に記載する。
- ④ 保存年限を経過したデータは、速やかに消去し、データ記録媒体は記録の内容が復元できない状態にして破棄する。
- ⑤ 保存年限が経過した帳票は、シュレッダー処理の焼却処分などの方法で確実かつ速やかに破棄する。

- ⑥ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。